

【件名】マクロン大統領インタビュー記事(4月30日)

30日、外出制限等の今後の段階的解除に関するマクロン大統領のインタビュー内容がル・パリジヤン紙等の地方紙に掲載されると共に、関連の内容が大統領府 HP にも掲載されたところ、概要は以下のとおりです。

1 4段階の外出制限等の解除

(1) 第一段階: 5月3日

- ・現行の夜間外出制限を維持する。
- ・テレワークを維持。
- ・商店の営業は現行のまま。
- ・中学の第4学年及び第3学年は半数の登校で開校。
- ・高校は半数の登校で開校。

ただし、中学及び高校の開校は、人数制限及び場所に合わせた衛生プロトコルの順守を条件に行われる。

- ・日中の移動の際の証明書を廃止。
- ・地域間の移動制限を解除。

(2) 第二段階: 5月19日

- ・夜間外出制限の開始時刻を21時に繰り下げ。
- ・テレワークを維持。
- ・商店の営業が再開。
- ・バー、レストランのテラス営業が再開される。1テーブルは最大6人までとなる。
- ・美術館、記念建造物、観客の着席を前提に映画館、劇場が再開。屋内は800人まで、屋外は1,000人まで収容。
- ・屋外及び屋内のスポーツ施設への観客動員を再開する。屋内は800人まで、屋外は1,000人まで収容可能。

ただし、各種再開は、人数制限及び場所に合わせた衛生プロトコルの順守を条件に行われる。

- ・衛生プロトコルの順守を条件に、屋内及び屋外でのスポーツ活動が再開。
- ・10人以上の集会は禁止。

(3) 第三段階: 6月9日

- ・夜間外出制限の開始時刻を23時に繰り下げ。
- ・テレワークを緩和。
- ・カフェ、レストランの営業が再開される。1テーブルは最大6人まで。
- ・パス・サニール(下記4参照)の提示により、文化・スポーツ施設は5,000人まで収容可能。

- ・接触を伴うスポーツは屋外施設、接触を伴わないスポーツは屋内施設で再開。
- ただし、各種再開は、人数制限及び場所に合わせた衛生プロトコルの順守を条件に行われる。
- ・見本市、展示場が再開。パス・サニテールの提示により5,000人まで収容可能。
- ・パス・サニテールの提示により外国からの観光客受け入れを再開。

(4) 第四段階: 6月30日

- ・夜間外出制限を解除。
- ・各地域の衛生状況に応じ、感染予防措置及び社会的距離の確保を条件として、公衆を受け入れる施設内における人数制限を解除。
- ・パス・サニテールの提示により、屋外、屋内ともに1,000人以上を収容するあらゆる催し物への参加が可能。
- ・収容人数の上限は、催し物の内容及び各地域の衛生状況に応じて決められる。
- ・ナイトクラブは引き続き閉鎖。

(5) 詳細は5月10日の週にカステックス首相が発表する。

2 外出制限等の解除の判断基準

- ・外出制限等の解除は、全国一律に実施される予定であり、5月19日の第二段階は仏全土で行できることを期待している。
- ・一方で、感染が広がる地域においては衛生上の「急ブレーキ」をかける。
- ・「急ブレーキ」をかける基準は、
 - (1) 10万人あたりの新規陽性者が400件を超える、
 - (2) 陽性者が急増する、
 - (3) 蘇生病床が飽和状態となる危険がある、の3つ。

このような場合には、政府は自治体と協議しつつ解除を取り止める。

- ・昨年10月に、外出制限解除の基準を1日5,000件以下としたが、今日は30,000件を超えている。現在は、学校及び商店閉鎖の結果を考慮する必要があり、ワクチンがあることが昨年10月との大きな違いである。
- ・今日受けることのできるワクチンは変異株についても有効であると思われるが、毎週のように新たな変異株が見つかっており、警戒を続けなければいけない。

3 テレワーク(6月9日より緩和)

- ・月曜日から、議員、企業等のパートナー、自治体の議員との協議を開始。
- ・詳細は、5月10日の週にカステックス首相が発表する。

4 「パス・サニテール」(衛生パスポート)

- ・パス・サニテールは、2日以内に受けた検査の陰性結果またはワクチン接種証明をまとめたものであり、6月よりパス・サニテールの提示により旅行や大規模イベント参加が可能となる。
- ・パス・サニテールは、6月初旬に TousAntiCovid のアプリ上で入手可能となる。紙媒体の各種証明書も有効。
- ・パス・サニテールは、レストラン、劇場、映画館のような日常生活における場所へ行くために必要とはならないだろう。他方で、祭典やスタジアムなど人々が交わる場所においては必要になるかもしれない。

5 ワクチン接種

- ・全年齢層を対象としたワクチン接種は直ちには開始できない。
- ・5月1日より、18歳以上の深刻な肥満(BMIが30以上)の者に対するワクチン接種を開始する。230万人が対象となり、対象者は今週末からワクチンセンターに出向いて欲しい。

6 各種試験

- ・バカロレアは、3月に対面で実施するはずであった試験を平常点で採点。他方、最終学年における哲学の試験及び口頭試問は対面で実施予定。
- ・職業バカロレアの試験は6月の実施を維持。
- ・職業訓練校(BTS)の試験も同様に6月の実施が維持され、研修及び平常点を合わせて採点。他方、7月に例外的に追試が実施される予定。
- ・その他の高等教育関係の試験についても予定どおり実施されるが、体調不良の者については追試を実施。

7 経済対策

- ・部分的失業は5月及び6月も同様に維持される。5月に営業を再開しても4月と同様の給付を受けられる。
- ・6月1日からは、活動再開の状況に応じた給付となる。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号:03-8852-8500

(フランス国外からは(+33)3-8852-8500)

メール: consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp (領事班専用)

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を電子届出システム(ORR ネット)から提出した方で帰国又は当館管轄外に移転した方は、以下の URL で帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>